

【自営業、役員、親族経営の方や、雇用形態や会社の規定で育児休業を取得できない方等で、出生したお子さんの預け先を探す期間として特例的に補助金の交付を希望する方へ】

●みなし育児休業制度が導入されました(令和8年8月利用分より適用)

【制度概要】

育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業、業務委託等の個人事業主やパート・アルバイト等の方が、出生したお子さんの預け先を探す期間として特例的に上のお子さんの補助金の交付を受けることができる制度です(ただし、上のお子さんの産休・育児休業からいったん復職していて、かつ上のお子さんが下のお子さんの産前休業開始日より前に入園していることが条件です)。

出生したお子さんの預け先が決まるまでお休みされる場合の特例預かり期間を、育児のための休業とみなします(みなし育児休業)。

・特例補助対象期間

最大で出生したお子さんが 満 1 歳を迎える月が属する年度末(3 月 31 日)までの期間

※みなし育児休業に該当する可能性のある方は、補助金申請前に一度、下記番号までお問い合わせください。

【参考】当該制度導入前(令和8年7月以前)

育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業、業務委託等の個人事業主やパート・アルバイト等の方は、産休後、復職し月48時間以上就労しなければ、上のお子さんの補助金を受け取ることができませんでした。

お問い合わせ先

中野区 子ども教育部

保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

03-3228-5681(平日 8 時 30 分～17 時)